

川崎町 1

事業名	川崎町合併処理浄化槽設置整備事業
事業主体	川崎町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	川崎町で定める区域において浄化槽を設置する場合に補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するもの
補助対象要件	<p>川崎町長の定める地域内において、合併処理浄化槽を設置しようとするものに対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>(2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者</p> <p>(3) 居住の用に供さない専用住宅(別荘)に合併処理浄化槽を設置しようとする者</p> <p>(詳細は担当課へお問い合わせください)</p>
補助金額等	<p>5人槽 332,000円</p> <p>6～7人槽 414,000円</p> <p>他</p> <p>(詳細は担当課へお問い合わせください)</p>
補助申請期間	通年(予算の関係により年度途中で終了する場合あり。)
その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町町民生活課環境衛生係 0224-84-2111(代表)

事業名	川崎町生ごみ処理容器設置補助事業
事業主体	川崎町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	生ごみ処理容器を購入し、一般廃棄物のうち各家庭から排出される生ごみの事故処理を行うものに対して補助金を交付し、生ごみの減量化及び堆肥化による資源の再利用の促進を図る
補助対象要件	生ごみ処理容器販売店から購入した物で下記の基準に適合したもの 1. 生ごみ堆肥化容器 ① EMぼかし式のもので有効容量が10リットル以上のもの ②臭気等の発散及び雨水等の流入を防止するための蓋を備えたもの (1世帯2基以内) 2. 電機式生ごみ処理容器 バイオ式か乾燥式のもの (1世帯1基)
補助金額等	1. 生ごみ堆肥化容器 1基当たり購入価格の2分の1以内で1,500円を上限 2. 電機式生ごみ処理容器 1基当たり購入価格の2分の1以内で3万円を上限
補助申請期間	通年(予算の関係により年度途中で終了する場合があります。)
その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町町民生活課環境衛生係 0224-84-2111(代表)

川崎町 3

事業名	ようこそ川崎町へ空き家活用移住定住促進補助事業
事業主体	川崎町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	空き家を修繕改修する経費に対し補助金を交付し、空き家の利活用促進を図る。
補助対象要件	<p><空き家所有者> 空き家バンクを通して、空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結したもの 町税及びその他町へ納付すべき金銭を滞納していないこと</p> <p><移住者> 空き家バンクを通して、空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結すること 川崎町へ転入又は空き家以外に転入し転入の日から1年以内に空き家に転居すること 転入前の10年間継続して、川崎町の住民基本台帳に記録がなく現に居住していないこと 町内に定住する意思があること生活保護第11条に規定する扶助を受けていないこと 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき日本国の永住権を有していること 町税及びその他町へ納付すべき金銭を滞納していないこと</p>
補助金額等	修繕改修経費の2分の1以内で15万円を上限
補助申請期間	通年（予算の関係により年度途中で終了する場合があります。）
その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町地域振興課企画係 0224-84-2111（代表）

川崎町 4

事業名	ようこそ川崎町へ空き家活用移住定住促進補助事業
事業主体	川崎町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	移住者（所有者）が契約者となり、空き家をクリーニングする経費に対し、補助金を交付し空き家の利活用促進を図る。
補助対象要件	<p><空き家所有者> 空き家バンクを通して、空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結したもの 町税及びその他町へ納付すべき金銭を滞納していないこと</p> <p><移住者> 空き家バンクを通して、空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結すること 川崎町へ転入又は空き家以外に転入し転入の日から1年以内に空き家に転居すること 転入前の10年間継続して、川崎町の住民基本台帳に記録がなく現に居住していないこと 町内に定住する意思があること生活保護第11条に規定する扶助を受けていないこと 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき日本国の永住権を有していること 町税及びその他町へ納付すべき金銭を滞納していないこと</p>
補助金額等	クリーニング経費の2分の1以内で10万円を上限
補助申請期間	通年（予算の関係により年度途中で終了する場合があります。）
その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町地域振興課企画係 0224-84-2111（代表）

川崎町 5

事業名	ようこそ川崎町へ空き家活用移住定住促進補助事業
事業主体	川崎町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	移住者が契約者となり、空き家へ引っ越しする経費に対し、補助金を交付し空き家の利活用促進を図る。
補助対象要件	<p><空き家所有者> 空き家バンクを通して、空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結したもの 町税及びその他町へ納付すべき金銭を滞納していないこと</p> <p><移住者> 空き家バンクを通して、空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結すること 川崎町へ転入又は空き家以外に転入し転入の日から1年以内に空き家に転居すること 転入前の10年間継続して、川崎町の住民基本台帳に記録がなく現に居住していないこと 町内に定住する意思があること生活保護第11条に規定する扶助を受けていないこと 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき日本国の永住権を有していること 町税及びその他町へ納付すべき金銭を滞納していないこと</p>
補助金額等	引っ越し業者へ依頼した費用の2分の1以内で10万円を上限
補助申請期間	通年（予算の関係により年度途中で終了する場合があります。）
その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町地域振興課企画係 0224-84-2111（代表）

川崎町 6

事業名	ようこそ川崎町へ空き家活用移住定住促進補助事業
事業主体	川崎町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	移住者が契約者となり、空き家を取得する経費に対し、補助金を交付し空き家の利活用促進を図る。
補助対象要件	<p><空き家所有者> 空き家バンクを通して、空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結したもの 町税及びその他町へ納付すべき金銭を滞納していないこと</p> <p><移住者> 空き家バンクを通して、空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結すること 川崎町へ転入又は空き家以外に転入し転入の日から1年以内に空き家に転居すること 転入前の10年間継続して、川崎町の住民基本台帳に記録がなく現に居住していないこと 町内に定住する意思があること生活保護第11条に規定する扶助を受けていないこと 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき日本国の永住権を有していること 町税及びその他町へ納付すべき金銭を滞納していないこと</p>
補助金額等	空き家を取得した費用の2分の1以内で50万円を上限
補助申請期間	通年（予算の関係により年度途中で終了する場合があります。）
その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町地域振興課企画係 0224-84-2111（代表）

事業名	ようこそ川崎町へ空き家活用移住定住促進補助事業
事業主体	川崎町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	移住者が契約者となり、賃借する経費に対し、補助金を交付し空き家の利活用促進を図る。
補助対象要件	<p><空き家所有者> 空き家バンクを通して、空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結したもの 町税及びその他町へ納付すべき金銭を滞納していないこと</p> <p><移住者> 空き家バンクを通して、空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結すること 川崎町へ転入又は空き家以外に転入し転入の日から1年以内に空き家に転居すること 転入前の10年間継続して、川崎町の住民基本台帳に記録がなく現に居住していないこと 町内に定住する意思があること生活保護第11条に規定する扶助を受けていないこと 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき日本国の永住権を有していること 町税及びその他町へ納付すべき金銭を滞納していないこと</p>
補助金額等	空き家を賃借費用から3万円を差し引いた額を補助。1万円を上限
補助申請期間	通年（予算の関係により年度途中で終了する場合があります。）
その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町地域振興課企画係 0224-84-2111（代表）